

## Ⅳ 高等学校等における特別支援教育の 取組促進

### 1 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

#### 現状と課題

第1期計画において、本県は、一人一人の実態に応じた指導の充実に対応するため、「(1) 個別の教育支援計画の活用の推進」「(2) 個別の指導計画を活用した情報の共有化と個別指導の充実」「(3) 特色ある教育課程の編成」という施策について推進してきました。

その成果として、高等学校等における個別の指導計画の作成率は、平成29年度では70.0%となっており、平成25年度の59.2%と比べても10.8ポイント高くなっています。

#### ○個別の指導計画の作成率

H25	H26	H27	H28	H29
59.2%	52.9%	47.1%	48.6%	70.0%

#### ○個別の教育支援計画の作成率

H25	H26	H27	H28	H29
56.3%	44.3%	24.3%	30.0%	31.4%

個別の指導計画の作成率は、上下しながらも、少しずつ高くなってきてはいますが、個別の教育支援計画の作成率は、平成29年度で31.4%となっており、この値は平成25年より24.9ポイント低くなっています。第1期計画で設定した目標値50.0%には届いておらず、一層の推進が求められています。

これらの計画に関しては、中学校から高等学校へ必要な情報が伝わっておらず、高等学校入学後に実態把握から始めるなど、活用に関する課題があります。

また、障害者権利条約<sup>13)</sup>の批准に先立ち、国内法の整備が進むことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月に施行され、個に応じた合理的配慮の提供の義務や基礎的環境整備の必要性が高等学校等でも求められてきています。

## (1) 一人一人の教育的ニーズに応える学習方法や対人関係を学べる教育課程の編成

高等学校等では、一人一人の教育的ニーズに応じた学習の機会を創出するための工夫として、コース制<sup>IV1)</sup>や教育課程の類型化<sup>IV2)</sup>、習熟度別学習<sup>IV3)</sup>などを行っています。しかし、障害のある生徒等の実態は多様化しており、学習方法そのものが分からなかったり、対人関係をうまく築けなかったりして、学校生活に困難を感じているこれらの生徒への更なる対応が求められています。個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成・活用し、障害のある生徒等の教育的ニーズに適切に対応していくことができるよう、各校において、個に配慮した対応を行うことが必要となっています。

## (2) 各校における特色ある教育課程の工夫

高等学校等では、生徒の実態や進路希望に応じて、各校が特色ある教育課程を編成しています。本県では、これまで、従来の普通科高校、専門高校、夜間定時制課程及び通信制課程に加え、総合学科高校<sup>IV4)</sup>、単位制高校<sup>IV5)</sup>、フレックススクール<sup>IV6)</sup>及び中高一貫教育校<sup>IV7)</sup>など、新しいタイプの高等学校等を設置し、生徒の能力・適性・進路希望等に応じた多様な教育を推進してきました。また、生徒一人一人が主体的に進路選択を行えるよう、学校設定教科・科目<sup>IV8)</sup>を活用するなどして、生徒の興味・関心に応じたボランティア活動、就業体験（インターンシップ）などの体験的活動や、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の工夫に取り組んでいる高等学校等もあります。加えて、平成30年度から「高等学校における通級による指導<sup>IV9)</sup>」が制度化され、「小・中学校における通級による指導」との連続性を踏まえた指導内容の工夫や切れ目ない支援を行うことが必要となります。

今後は、上述した取組を踏まえて、生徒一人一人に応じた高等学校等の特別支援教育の充実に向けた教育課程の工夫について、実践的研究を進めていく必要があります。また、これらの取組について、他の高等学校等と情報を共有することも大切です。

## 施策の方向

### (1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用の推進

#### ア 個別の教育支援計画活用による中学校からの確実な情報の引継ぎの推進

高等学校における支援を充実するために、中学校で行ってきた支援（通級による指導を含む。）を進学先である高等学校へ伝達するなど、個別の教育支援計画を活用して、必要な情報を確実に引き継ぐ取組を推進します。

## イ 個別の教育支援計画活用による進路先への情報提供及び卒業後の継続支援についての実践

卒業時の移行支援を充実させるために、家庭と連携しながら進路先に対して個別の教育支援計画を用いて必要な情報の提供を行うとともに、卒業後の支援について、地域の支援機関と連携した取組を行っていきます。

## ウ 個別の教育支援計画の活用しやすい様式・形態の研究

合理的配慮の記載等、個別の教育支援計画を用いた連携を推進するために、保護者、高等学校等及び関係機関が活用しやすい様式や形態について検討します。

## エ 個別の指導計画活用による校内での情報の共有化

障害のある生徒等が主体的に日常生活を送る上で必要な技能を習得し、望ましい生活習慣の定着を図るために、個別の指導計画で示す指導内容や支援方法に係る全教員が共有して、教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

## オ 巡回指導に係る体制整備の検討

高等学校等に在籍する障害のある生徒等に対する指導・支援を充実するために、特別支援学校（高等部設置校）のセンター的機能を充実させ、個別の指導計画作成・活用についての相談や、校内支援体制に関わる助言などに対応できるよう、巡回指導を充実させます。なお、相談支援に当たっては、各校が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容等の質的な向上に努めていきます。

## カ 個別の指導計画作成・活用のための情報提供の充実

個別の指導計画の積極的な活用を図るために、高等学校等に対し、個別の指導計画の作成や活用に係る具体的な情報を提供していきます。

## (2) 特色ある教育課程の編成等

### ア 就業体験（インターンシップ）による勤労観や職業観の育成

インターンシップ等の体験的な学習の機会を計画的、体系的に提供し、将来の社会的・職業的自立に向け、望ましい勤労観や職業観と進路を主体的に選択する能力を育成します。

### イ 義務教育段階における学習内容の確実な定着

障害のある生徒等の実態に応じ、義務教育段階の学習内容について確実な定着を図るために、基礎・基本に係る学校設定教科・科目の研究及び開設を行います。

### ウ 特別支援教育支援員等の配置

障害のある生徒等の実態に応じて、義務教育段階と同様に、特別支援教育支援員等を配置するなど、個別の配慮が必要な生徒に対するきめ細かな支援の実施について研究します。

## エ 通級による指導による学びの場の提供

「高等学校における通級による指導」が円滑に実施されるよう、その指導内容や指導方法、実施のための校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等と通級による指導との指導に関する教師間の連携の在り方などを研究します。

## 2 特別な学習環境への対応

---

### 現状と課題

#### (1) 中学校までの支援を踏まえた継続性のある支援体制の必要性

中学校から高等学校への進学率は、98.9%(平成29年度学校基本調査(平成29年5月1日現在))であり、その中には、障害のある生徒等も含まれています。障害のある生徒等は、高等学校において、中学校までの支援を踏まえた継続性のある支援体制を必要としています。

#### (2) 就労に必要な知識・技能等を身に付けることができる環境の整備

高校教育は、社会人、職業人としての自立の基礎をつくる段階であるため、新たな指導・支援を必要とする場合もあります。個別に指導・支援を受け、将来の就労等に必要な知識や技能、態度を身に付けることができる環境の整備が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 通級による指導の体制整備

「高等学校における通級による指導」については、義務教育段階での通級による指導を踏まえ、障害のある生徒等が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるように、高等特別支援学校と連携しながら、サテライト方式で全領域をカバーしていきます。また、その利用状況や実施上の課題などを精査し、体制の一層の整備を図っていきます。

さらに、特別支援教育支援員等を配置するなど、個別の支援を要する生徒に対するきめ細かな支援の実施について研究します。

#### (2) 就労に向けた学習環境の整備の検討

障害のある生徒等が、就労に直結する専門的な知識・技能を習得できるよう、社会や企業及び産業界のニーズを踏まえた学習内容の改善や施設設備の整備及び教員の資質向上等について検討します。

### 3 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との交流及び共同学習の推進

---

#### 現状と課題

##### (1) 交流及び共同学習の意義の理解と実施に向けた意識の高揚

社会人、職業人として自立する基礎を育む高等学校等において、交流及び共同学習<sup>I24)</sup>を通して、具体的な支援を体験し、障害者への理解を深めることは、障害のある人々の社会的自立を推進する上で、大きな意義があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級と高等学校等の交流及び共同学習は、工業高校のものづくり、農業高校の生産活動など多くの場面で行われています。特に、福祉科や福祉コース及び福祉系列<sup>IV10)</sup>を設置する高等学校の中には、教科「福祉」に係る学習のねらいの達成に有効な手立てとして、特別支援学校等との交流及び共同学習を行っている高等学校があります。より多くの高等学校等が交流及び共同学習の意義を適切に理解し、積極的に特別支援学校等に対して実施を働き掛けるよう、意識を高めていくことが必要です。

#### 施策の方向

##### (1) 交流及び共同学習の推進

###### ア 目的に応じた取組の推進

より多くの高等学校等の生徒が、障害者への理解を深め、共生社会の実現に寄与する人材となるよう、交流及び共同学習を実施する目的に応じて、高等学校等の生徒と同年齢である特別支援学校の高等部生徒や、異年齢である特別支援学校の小・中学部児童生徒、小・中学校の特別支援学級児童生徒と交流を進めていきます。

### 4 キャリア教育の推進

---

#### 現状と課題

##### (1) 基礎的・汎用的能力向上のための取組

高等学校等卒業後1年目の離職率は、18.1%と高い割合を示す傾向にあります(厚生労働省2016年全国調査)。これには、自己の適性と職業との間にある大きな隔たりが原因の一つとして考えられます。障害のある生徒等であっても、キャリア教育

Ⅱ<sup>8)</sup>を一層充実させ、人間関係形成能力等の基礎的・汎用的能力<sup>Ⅳ<sup>11)</sup></sup>を高めていくとともに、家庭や地域の支援機関と情報共有等の連携を行っていくことが重要です。

## (2) 自立・社会参加に向けた教育の実践

本県では、平成19年度から、高等学校等における特別支援教育の体制整備に努めてきました。現在、すべての公立高等学校等において、特別支援教育に関する校内委員会<sup>Ⅲ<sup>1)</sup></sup>を設置するとともに、特別支援教育コーディネーター<sup>Ⅲ<sup>2)</sup></sup>の指名が行われており、校内体制の整備が進められてきています。今後は、障害のある生徒等の自立と社会参加に向けた取組が重要となります。

## 施策の方向

### (1) 自立・社会参加に向けた指導の充実

#### ア 人間関係形成能力向上のための学習機会の充実

人間関係形成能力を高めるために、ソーシャルスキル<sup>Ⅳ<sup>12)</sup></sup>の獲得に係る知識や技能を身に付ける学習の機会を充実させていきます。

#### イ 就業体験（インターンシップ）の実施

キャリアプランニング能力を高めるために、就業体験（インターンシップ）などの取組を推進します。また、在学中に就業体験（インターンシップ）を行い、将来の社会生活のための基礎を作り、職業観・勤労観の醸成を図ります。

### (2) 組織的な支援体制の整備

#### ア 進路指導担当者を中心とする連絡協議会の研究

就労支援に関する情報の共有や課題解決の取組に向けた進路指導の充実のために、進路指導担当者を中心とする連絡協議会の在り方についての研究を進めます。

#### イ 関係機関と連携したサポート体制の構築

就業開始時の不安や混乱の軽減と離職防止のために、関係機関と連携したサポート体制を構築していきます。

#### ウ ジョブコーチ支援制度の利用促進

就労先での働きやすい環境づくりを支援するために、障害の診断や判定がある生徒については、就業後に障害者職業センター等におけるジョブコーチ（職場適応援助者）支援制度<sup>Ⅳ<sup>13)</sup></sup>を利用した取組を進めます。

## 5 健康教育の推進

---

### 現状と課題

第1期計画では、「校内組織による個別的支援や専門機関の活用の推進」を施策として健康教育<sup>II12)</sup>を推進してきました。健康教育のより一層の充実を図るためには、次の点が必要だと考えられます。

#### (1) 中学校からの情報の引き継ぎと校内での情報共有

高等学校等在学中に、学校生活に困難を感じている障害のある生徒等の中には、義務教育段階で学習活動や人間関係、進路選択など、思春期特有の様々な課題が要因となり、二次障害を引き起こしている場合があります。中学校から高等学校に進学するに当たっては、障害のある生徒等の心身に関する健康課題について、中学校からの確実な情報の引継ぎを行うことが必要です。また、高等学校では、その情報を校内で共有し、適切な支援を進めていく必要があります。

#### (2) 高等学校等入学後の環境への不適應による心の健康課題への対応

障害のある生徒等にとって、高等学校等への入学は大きな環境の変化であり、すぐに適応することが難しい場合があります。新しい環境への不適應が起こると、自己肯定感が下がり、意欲や気力が低下する場合があります。そこで、予防的な対応も含め、直面する様々な健康課題に対して適切な支援を行うことが必要です。支援に当たっては、障害のある生徒等の情報や指導・支援の方法を校内で共有して、組織的に行う必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 中学校からの個別の教育支援計画等による引継ぎの推進

障害のある生徒等に関する心身の健康課題や支援方法を中学校から進学先である高等学校へ伝達するために、個別の教育支援計画等を活用して、必要な情報を確実に引き継ぐ取組を推進します。

#### (2) 校内体制による組織的な支援と専門機関等の活用の推進

障害のある生徒等が積極的に心の健康の保持増進に取り組む実践力を身に付けることができるようにするために、個別の指導計画を活用して一人一人の状況に応じた心の健康課題への支援を行うことに努めます。

支援に当たっては、管理職や校内の特別支援教育コーディネーターを中心として、

生徒指導、教育相談などの担当者、スクールカウンセラーなどが連携し、必要に応じて、特別支援学校の専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）や相談機関・医療機関等の専門機関を活用して、一人一人の生徒の状況を理解し、適切な支援を行う取組を推進します。



---

## 【注釈】

- IV1) 「コース制」とは、生徒の特性や進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うために、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択履修することのできる仕組みのこと。
- IV2) 「類型化」とは、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を生徒が選択履修できるようにすること。類型自体をあまり固定的なものにせず、自由に選択履修できる幅を設ける配慮が必要とされる。
- IV3) 「習熟度別学習」とは、学習内容に対する習得度、理解度又は技術・技能の熟練度などの程度に応じた学習集団を適宜編成して授業を行う際の編成形態のこと。
- IV4) 「総合学科」とは、普通教育及び専門教育を選択履修により総合的に行う学科のこと。普通科、専門学科と並ぶ「第三の学科」とも言われる。進路別又は学習内容別にあらかじめ設けられた系列（普通科目及び専門科目からなる選択科目群）を参考にして、自分の興味・関心や進路希望に基づいて時間割を作成し、主体的に学習できる。
- IV5) 「単位制」とは、生徒がそれぞれの履修計画に従い履修した教科・科目ごとに単位を認定し、単位数の合計が卒業要件に達した場合に卒業を認定する課程のこと。本県では、「総合学科高校」「全日制普通科単位制高校」「フレックススクール」で単位制を導入している。
- IV6) 「フレックススクール」とは、単位制の昼間定時制を設置する高等学校に対する本県独自の呼称。昼間部、夜間部などの定時制課程の他に通信制課程を併せ持つこともでき、生徒一人一人の興味・関心や進路希望、生活ペースに即して学ぶことができる。また、定時制であるが、3年間で修了することも可能となっている。
- IV7) 「中高一貫教育校」とは、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶことができる学校のこと。「中等教育学校」「併設型の中学校・高等学校」「連携型の中学校・高等学校」の3つの形態がある。「中等教育学校」は、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもの。「併設型の中学校・高等学校」は、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。「連携型の中学校・高等学校」は、市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものです。
- IV8) 「学校設定教科・科目」とは、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう設ける教科及び当該教科に関する科目、学校設定教科以外の教科に係る科目のこと。
- IV9) 「高等学校における通級による指導」とは、これまで小・中学校で行われてきた「通級による指導」を高等学校段階でも行うものであり、「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、学校教育法において、高等学校が適切に特別支援教育を実施することが求められていることから、文部科学省は、学校教育法施行規則の一部（140条及び141条）を改正（平成30年4月1日施行）するなどした。  
これによって、現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」が、高等学校又は中等

教育学校の後期課程においても実施できるようになった。各都道府県の主な対応としては、域内に2～3校の高等学校をモデル校として指定し、「自校通級」を行う形をとっている都道府県が多いが、本県は、生徒の発達段階や自尊感情等を考慮し、県内5ヶ所の各教育事務所と総合教育センターの合計6ヶ所を指導場所とする「群馬方式（サテライト方式）」を採用した。

IV10) 「系列」については、IV4)を参照のこと。

IV11) 「基礎的・汎用的能力」とは、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力のこと。

IV12) 「ソーシャルスキル」とは、人間関係を調整する力のほか、調理、公共機関の利用など、社会生活を営む上で必要な技術のこと。ここでは「対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能」のこと。

IV13) 「ジョブコーチ（職場適応援助者）支援制度」とは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターが実施する制度。地域障害者職業センターは各都道府県にあり、群馬県においては、ハローワーク前橋と同じ建物内にある。障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う仕組みのこと。新たに就職するに際しての支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。支援期間は、標準的には2～4か月。適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝え、事業所による支援体制の整備を促進し、職場定着を図ることを目的としている。

なお、利用を勧める場合には、本人が障害を受容しており、就職に当たって支援を受ける意志があることに留意する必要がある。